

## 教育委員会（校園）教頭補助員（会計年度任用職員）要綱

### 1 目的

この要綱は「大阪市教育委員会会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、教育委員会（校園）教頭補助員（会計年度任用職員）（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 任用について

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- ① 書類選考
- ② 面接

### 3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

### 4 勤務時間について

（1）会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

#### 「勤務日数」

- ・ 1日 7 時間 30 分の勤務時間で週 4 日の勤務日
- ・ 1日 6 時間の勤務時間で週 5 日の勤務日

#### 「勤務時間」

- (a) 午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分の間で 7 時間 30 分（休憩時間 45 分）
- (b) 午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分の間で 6 時間（休憩時間 45 分）
- (c) 午前 12 時 45 分～午後 9 時 15 分の間で 7 時間 30 分（休憩時間 45 分）
- (d) 午前 12 時 45 分～午後 9 時 15 分の間で 6 時間（休憩時間 45 分）
- (e) 午前 10 時 00 分～午後 6 時 30 分の間で 7 時間 30 分（休憩時間 45 分）
- (f) 午前 10 時 00 分～午後 6 時 30 分の間で 6 時間（休憩時間 45 分）

#### 「休憩時間」

45 分

- (a), (b), (e), (f) 午前 11 時～午後 2 時までの間で勤務先の学校の定める時間
- (c), (d) 午後 2 時～午後 5 時 15 分までの間で勤務先の学校の定める時間

### 附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この改正要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この改正要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。